

大阪府吹田藤白台住宅 要求水準書（入居者移転支援業務編）に対する質問・回答

No	No	該当箇所					項目	内 容	回 答
		頁	大	中	小	他			
1		7	第2	5	(2)		本移転日調整等業務について	「府の定める仮移転料以下の料金で引越作業実施が可能となる等」とありますが、府の定める仮移転料は別紙5-2にある171,000円ということによろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
2		23					仮移転に係るリスク分担等について	仮に現住民で本事業に同意しない人がいた場合の移転遅延は、「仲介希望者以外の仮移転者に係る移転遅延」に該当するという理解でよろしいでしょうか。	入居者が建替事業に同意しない場合の移転遅延に関するリスクは府の負担になります。
3		参考資料					同意書について	参考資料1は、入居者移転支援業務のどの部分の参考資料なのでしょうか。 仮にすでに入居者から同意書を得られているのであれば、どのくらいの比率で得られているのでしょうか。	参考資料1は業務にあたっての参考として添付しているもので、入居者移転支援業務の範囲ではありません。 なお、概ね全員の同意を得ております。